平成２６年（再イ）第７０号
広島市東区牛田新町４丁目13番１－311号
再生債務者　榊原　雅徳
1　決議に付する再生計画案　平成27年３月31日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年５月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年５月７日まで
平成27年４月８日
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第２７号
宮崎市源藤町堤下524番地１
再生債務者　藤堂　雄介
1　決議に付する再生計画案　平成27年４月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年５月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年５月７日まで
平成27年４月８日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２６年（再イ）第１７号
鹿児島県鹿児島市東俣町3485番地４
再生債務者　京田　新矢
1　決議に付する再生計画案　平成27年３月10日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年５月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年５月７日まで
平成27年４月６日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２６年（再イ）第２７号
神戸市西区枝吉３丁目102番地
再生債務者　古本　賢司
1　決議に付する再生計画案　平成27年４月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年５月８日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年５月８日まで
平成27年４月７日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２６年（再イ）第１５号
山口県周南市室尾２丁目９番１市営室尾団地１棟204号
再生債務者　青山こと　趙　　梨奈
1　決議に付する再生計画案　平成27年３月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年５月８日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年５月８日まで
平成27年４月８日　山口地方裁判所周南支部

平成２６年（再イ）第２９号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台５丁目１番16－32号　県営住宅16号棟302号
再生債務者　東　　弘樹
1　決議に付する再生計画案　平成27年３月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年５月８日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年５月８日まで
平成27年４月７日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止の取消決定確定

平成２６年（再イ）第３８号
滋賀県草津市青地町218番地16
再生債務者　永田　秀樹
1　主文　平成27年３月３日にされた再生手続廃止決定を取り消す。
2　決定確定日　平成27年４月１日
大津地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第１０００２号
長崎県長崎市三原１丁目15番12号
再生債務者　浦野　伸司
1　決定年月日時　平成27年４月７日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年４月28日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月12日から平成27年５月26日まで
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２７年（再ロ）第８号
大阪府東大阪市今米１丁目５番35号　美杜里ハイムⅡ－203
再生債務者　粟飯原義人
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月７日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月８日から平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第３号
鳥取県米子市富益町58番地50
再生債務者　石山　　譲
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年３月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月８日　鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（再ロ）第１００７号
東京都八王子市館町1638番地７
再生債務者　竹内　康浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年３月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月８日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（再ロ）第７号
大阪府松原市河合１丁目15番21号
再生債務者　武安　裕行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月７日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２６年（再ロ）第２号
香川県観音寺市有明町１番28号
再生債務者　岡田　直紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月６日
高松地方裁判所観音寺支部

衆議院共済組合定款の一部変更について

衆議院共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。
平成 27 年３月 31 日
衆議院共済組合代表者
衆議院議長　町村　**信**孝

第28条第１項の表中「$\frac{4.52}{1000}$」を「$\frac{3.87}{1000}$」に、「$\frac{9.04}{1000}$」を「$\frac{7.74}{1000}$」に改め、同条第２項中「$\frac{1.42}{1000}$」を「$\frac{1.25}{1000}$」に改める。

附　則
1　この変更は、平成27年４月１日から施行する。
2　変更後の第28条第１項及び第２項の規定は、平成27年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

企業年金基金解散公告

当企業年金基金は規約型企業年金へ移行することにより、平成27年４月１日をもって解散の認可があったものとみなされましたので、確定給付企業年金法施行令第58条の規定に基づいて、次のとおり公告します。
1．基金の名称　三機工業企業年金基金
2．事務所の所在地　東京都中央区明石町８番１号
3．実施事業所の名称及び所在地　三機工業株式会社　東京都中央区
4．解散の理由　確定給付企業年金法第81条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされたため
5．解散の認可があったとみなされた日
平成27年４月１日
平成 27 年４月 16 日
東京都中央区明石町８番１号
三機工業企業年金基金